

**仕様書**  
**(神奈川県立相模湖交流センター)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード（Suica、PASMO）での決済をいう。

**2 販売条件**

- (1) 飲料（容器は缶、ビン、ペットボトルまたはカート缶のものに限る。）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売商品の品目は当該県有施設の財産管理者と協議すること。
- (3) 標準販売価格（定価）より20円引とすること。
- (4) 缶・ボトル飲料自販機にあっては、エネルギー消費効率が750kWh以下であること。
- (5) 災害ベンダー機能付きとすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別がで

きるようにすること。

使用済み容器があふれまたは周囲に散乱することがないよう、また、在庫切れやつり銭切れないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

**仕様書**  
**(神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター本館・別館)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード(Suica、PASMO)での決済をいう。

**2 販売条件**

- (1) 飲料（容器は缶、ビン、ペットボトルまたはカート缶のものに限る。）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売商品の品目は当該県有施設の財産管理者と協議すること。
- (3) 商品の販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。
- (4) 缶・ボトル飲料自販機にあっては、エネルギー消費効率が750kWh以下であること。
- (5) 別館に設置する自動販売機2台のうち、1台以上を災害ベンダー機能付きとすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペ

ットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

使用済み容器があふれまたは周囲に散乱することがないよう、また、在庫切れやつり銭切れがないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は必要に応じて子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他人に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

**仕様書**  
**(神奈川県横須賀合同庁舎)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード（Suica、PASMO）での決済をいう。

**2 販売条件**

- (1) 飲料（容器は缶、ビン、ペットボトルまたはカート缶のものに限る。）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売商品の品目は当該県有施設の財産管理者と協議すること。
- (3) 標準販売価格（定価）より20円引とすること。
- (4) 缶・ボトル飲料自販機にあっては、エネルギー消費効率が750kWh以下であること。
- (5) 災害ベンダー機能付きとすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別がで

きるようにすること。

使用済み容器があふれまたは周囲に散乱することがないよう、また、在庫切れやつり銭切れないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

**仕様書**  
**(神奈川県小田原合同庁舎)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード(Suica、PASMO)での決済をいう。

**2 販売条件**

- (1) 清涼飲料水を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 緑茶飲料「足柄茶」(株神奈川県農協茶業センター)を販売品目に加えること。
- (3) 標準販売価格より20円引きとすること。
- (4) 全ての自動販売機を災害救援ベンダー機能付きとすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル(剥離後のラベルを含む)、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

使用済み容器があふれまたは周囲に散乱することがないよう、また在庫切れやつり

錢切れがないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収容器のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

**仕様書  
(かながわ県民センター)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード（Suica、PASMO）での決済をいう。

**2 販売条件**

- (1) 飲料（容器は缶、瓶、ペットボトルまたはカート缶のものに限る。）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売商品の品目は当該県有施設の財産管理者と協議すること。
- (3) 標準販売価格（定価）より20円引とすること。
- (4) 缶・ボトル飲料自販機にあっては、エネルギー消費効率が750kWh以下であること。
- (5) 全ての自動販売機を災害ベンダー機能付きとすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・瓶、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別がで

きるようにすること。

使用済み容器があふれまたは周囲に散乱するがないよう、また、在庫切れやつり銭切れないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

**仕様書**  
**(神奈川県立公文書館)**

**1 機器の条件**

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新貨幣の発行に対しては、貨幣の流通状況に合わせた対応に努めること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。

**2 販売条件**

- (1) 飲料を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) コーヒー、果汁ジュース類、お茶、紅茶など幅広い種類を販売し、缶入りのもののみではなく、ペットボトル入りのものも含めること。
- (3) 複数台並列するにあたり、それぞれの自動販売機で販売する飲料について同一品目を避けること。
- (4) 標準販売価格（定価）より20円引とすること。

**3 安全対策に係る条件**

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

**4 自動販売機の設置及び管理運営**

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。  
使用済み容器があふれまたは周囲に散乱することがないよう、また、在庫切れやつ

り銭切れがないよう注意すること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

## 5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

## 7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

※ 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置する場合があります。

## 回収容器のリサイクルフロー

### 1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

#### ① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

#### ② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇

中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×一×

#### ③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□一□

3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△一△

#### ④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等

アルミ缶 → アルミ缶原料等

ビン → ビン原料等

紙容器 → 紙、段ボール原料等

ペットボトル → ボトル : ペットボトル原料等

キャップ : プラスチック製品原料等

ラベル : 燃料化等

### 2 フローの記載例

